

議案第44号

静岡市附属機関設置条例の一部改正について

静岡市附属機関設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成31年2月21日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市附属機関設置条例の一部を改正する条例

静岡市附属機関設置条例（平成30年静岡市条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1市長の表中

「

静岡市立清水病院経営計画評価会議	静岡市立清水病院の経営計画における取組状況について評価すること。	6人以内	1 学識経験を有する者 2 市民 3 静岡市立清水病院院長 4 市職員	2年	静岡市立清水病院院長
------------------	----------------------------------	------	--	----	------------

を

」

「

静岡市立清水病院経営計画評価会議	静岡市立清水病院の経営計画における取組状況について評価すること。	6人以内	1 病院の経営に関し優れた識見を有する者 2 市民	2年	委員の互選により定める者
------------------	----------------------------------	------	------------------------------	----	--------------

に、

」

「

静岡市森林整備計画策定委員会	森林法（昭和26年法律第249号）第10条の5第1	9人以内	1 学識経験を有する者	委嘱をし	委員の互選に
----------------	---------------------------	------	-------------	------	--------

	<p>項の市町村森林整備計画の策定及び変更について調査審議すること。</p>		<p>2 林業関係団体を代表する者 3 木材業関係団体を代表する者 4 林業従事者を代表する者 5 国の関係地方行政機関の職員 6 静岡県職員</p>	<p>た日から当該調査審議が終了する日まで</p>	<p>より定める者</p>	<p>を</p>
--	--	--	---	---------------------------	---------------	----------

「

<p>静岡市森林整備計画策定委員会</p>	<p>森林法（昭和26年法律第249号）第10条の5第1項の市町村森林整備計画の策定及び変更について調査審議すること。</p>	<p>9人以内</p>	<p>1 学識経験を有する者 2 林業関係団体を代表する者 3 木材業関係団体を代表する者 4 林業従事者を代表する者 5 国の関係地方行政機関の職員</p>	<p>委嘱の日から当該調査審議が終了する日まで</p>	<p>委員の互選により定める者</p>	<p>に、</p>
-----------------------	---	-------------	---	-----------------------------	---------------------	-----------

			6 静岡県職員		
静岡市都市景観表彰選考委員会	静岡市景観条例(平成20年静岡市条例第18号)第36条に基づく表彰について審査すること。	7人以内	1 都市景観に関し優れた識見を有する者 2 関係団体を代表する者 3 市職員	2年	委員の互選により定める者

」

「

静岡市水防協議会	水防法(昭和24年法律第193号)第34条第1項本文の規定に基づく水防計画その他水防に関し重要な事項の調査審議をし、又は同条第2項の規定に基づき、水防に関し関係機関に対して意見を述べること。	17人以内	1 学識経験を有する者 2 国の関係地方行政機関の職員 3 静岡県職員 4 静岡県警察官 5 水防団員及び消防団員 6 市職員	2年	市長
静岡市新清水庁舎建設検討委員会	新清水庁舎の建設に関し必要な事項について調査審議すること。	10人以内	1 学識経験を有する者 2 市民	委嘱の日から当該調査	委員の互選により定める者

を

				審議 が終 了す る日 まで	
--	--	--	--	----------------------------	--

」

「

静岡市水防協議 会	水防法（昭和24年法律第 193号）第34条第1項本 文の規定に基づく水防 計画その他水防に関し 重要な事項の調査審議 をし、又は同条第2項の 規定に基づき、水防に関 し関係機関に対して意 見を述べること。	17人 以内	1 学識経験 を有する者 2 国の関係 地方行政機 関の職員 3 静岡県職 員 4 静岡県警 察官 5 水防団員 及び消防団 員 6 市職員	2年	市長
--------------	---	-----------	--	----	----

に

」

改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 この条例による改正後の静岡市附属機関設置条例別表第1の規定にかかわらず、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後最初に委嘱される静岡市都市景観表彰選考委員会の委員の任期は平成32年3月31日までとし、施行日以後最初に委嘱される静岡市立清水病院経営計画評価会議の委員の任期は同年10月31日までとする。